

2011年10月

保護者の皆様へ

尚絅学院大学附属幼稚園

東日本大震災被災地の園児に対する特別措置について

このたびの東日本大震災により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本園では、2012年度入園ご希望のお子様で被害を受けられた方々に対し、経済的支援を図るため、今年度の入園に係る費用の入園面接料、入園料、保育料、保育充実費を免除する特別処置を講じることに致しましたのでお知らせいたします。

該当される方で、特別処置を希望する場合は、下記の手続きが必要となります。

1. 対象者は次のいずれかの者とする。

東日本大震災により被災された地域世帯のお子様で、以下に該当する方を対象とします。

- 1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明の者
- 2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊により引き続き住居が困難な者、又は流失した者
- 3) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない者
- 4) 震災及び福島原子力発電所の事故による“直接的”被害により、主たる家計維持者の職場がなくなることにより、失職を余儀なくされて、甚大な経済的損失を受けた者
- 5) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊した者

2. 特別処置内容

2012年度入園者

第2条1) 2) 3) 4) に該当する者

入園面接料 (4,000円) ・ 入園料 (42,000円)

保育料 (3歳児 18,800円 ・ 4、5歳児 17,800円)

保育充実費 (9,200円) 相当額

第2条5) に該当する者

入園面接料 (4,000円) ・ 入園料 (42,000円)

保育料 1/2 (3歳児 9,400円 ・ 4、5歳児 8,900円)

保育充実費 1/2 (4,600円) 相当額

※上記の保育料、保育充実費の金額は1ヶ月分の料金となります。

3. 必要書類

被災者特別措置申請書 (本学所定用紙)

り災証明書、被災証明書、死亡診断書 等

問い合わせ先：尚絅学院大学附属幼稚園
TEL 022-381-2270 教頭 坂本 由佳里

